

いじめ防止基本方針

北海道更別農業高等学校

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえつつ、特にいじめ問題への対応については、基本的認識に基づき、ポイントについて遺漏なきを期しつつ、これを推進する必要がある。

いじめ防止対策推進法（概要）

総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として

- (1) 道徳教育等の充実、
- (2) 早期発見のための措置、
- (3) 相談体制の整備、
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として
- (5) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、
- (6) 調査研究の推進、
- (7) 啓発活動について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福

- 社等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として
 - (1) いじめの事実確認、
 - (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、
 - (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
 - 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

重大事故への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。
(一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行)

※以下からは、学校における基本対応事項をまとめた。それぞれについては、担当者等の覧を作成しているが、主担当及びその補佐的役割を果たす者のみを記載した。

特に「いじめの問題」に関しては、日頃から**全教職員が主担当者**であるということを強く認識して業務に当たるようお願いします。

いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会、教務部

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学代会

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

上記に関わる担当者等：学代会、生徒指導部

4. いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学代会

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学代会

いじめに関する取り組みのポイント

1 実効性のある指導体制の確立

(1) 学校を挙げた対応

ア いじめの問題については、その件数ではなく如何に迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となる。

いじめ発生等については、きめ細かな状況把握と適切な対応に努める。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学代会

イ 教職員の役割分担や責任の明確化を図り、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制の確立を行う。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

ウ いじめの訴え等を担任や知り得た者が一人で抱え込むことがないように、管理職に適切な報告等を行う。

上記に関わる担当者等：生徒指導部

(2) 実践的な校内研修の実施

ア いじめの問題についての共通理解と指導力向上を図るために、全教職員参加による事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った研修を行う。

上記に関わる担当者等：教務部、生徒指導部

2 適切な教育指導

(1) 全ての生徒への対応

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人のせいに徹底させなければならない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を持たせる。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、教務部

イ いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人・教師・保護者に必ず相談するようにすること。自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないことをメッセージとして伝える。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、コーディネーター、(スクールカウンセラー)

ウ 教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることで育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育を通して指導の充実を図る。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れることも重要である。

上記に関わる担当者等：教務部、生徒指導(生徒会)、実習部(農業クラブ)

エ HR活動や生徒会/農業クラブ活動などを活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことには大きな意義がある。

上記に関わる担当者等：生徒指導（生徒会）、実習部（農業クラブ）

(2) いじめる生徒への指導・措置

ア いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

イ いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内において他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。

さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携が積極的に図られて良い。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

(3) いじめを許さない学級経営等

ア 生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならない。

また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分に留意し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

上記に関わる担当者等：学担会、教務部

イ グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う必要がある。

上記に関わる担当者等：学担会、生徒指導部、(スクールカウンセラー)

ウ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

上記に関わる担当者等：学担会、コーディネーター、(スクールカウンセラー)

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 問題兆候の把握等

ア 教師が生徒の悩みを受け取るためには、何よりも全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことが不可欠である。

上記に関わる担当者等：学担会、生徒指導部、支援員

イ 生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取り組みを行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

上記に関わる担当者等：学担会、生徒指導部、養護教諭、支援員

ウ 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号はどんな些細なことであっても真剣に受け止め、すみやかに教員相互において情報交換するなどし、適切かつ迅速な対応を図る。

上記に関わる担当者等：学担会、生徒指導部、支援員

エ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

上記に関わる担当者等：学担会、養護教諭、支援員

オ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には速やかに教育局に報告するとともに、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図る。

上記に関わる担当者等：管理職、生徒指導部

(2) 事実関係の究明

ア いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

イ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会、養護教諭、支援員

4 いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

(1) 心のケア等

ア 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるために、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。

また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

上記に関わる担当者等：学担会、コーディネーター、(スクールカウンセラー)

イ 教育相談室を生徒指導室とは別の場所に設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、管理職、事務部

(2) いじめを継続させないための弾力的な対応

ア いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められて良いこと。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要がある。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、教務部、学担会

イ いじめられる生徒やいじめる生徒のグループ替えや座席替えを行う必要もある。必要に応じて生徒の立場に立った弾力的なクラス編制替えも工夫されて良い。

上記に関わる担当者等：教務部、学担会

ウ いじめられる生徒には、保護者の希望により転校等の措置を検討する。この場合いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要に応じて弾力的に対応する。

上記に関わる担当者等：教務部、学担会

5 家庭・地域社会との連携

(1) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。

学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育局に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会、管理職

(2) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要である。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

(3) いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応すること。

また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換や連絡協議の場を設ける必要もある。

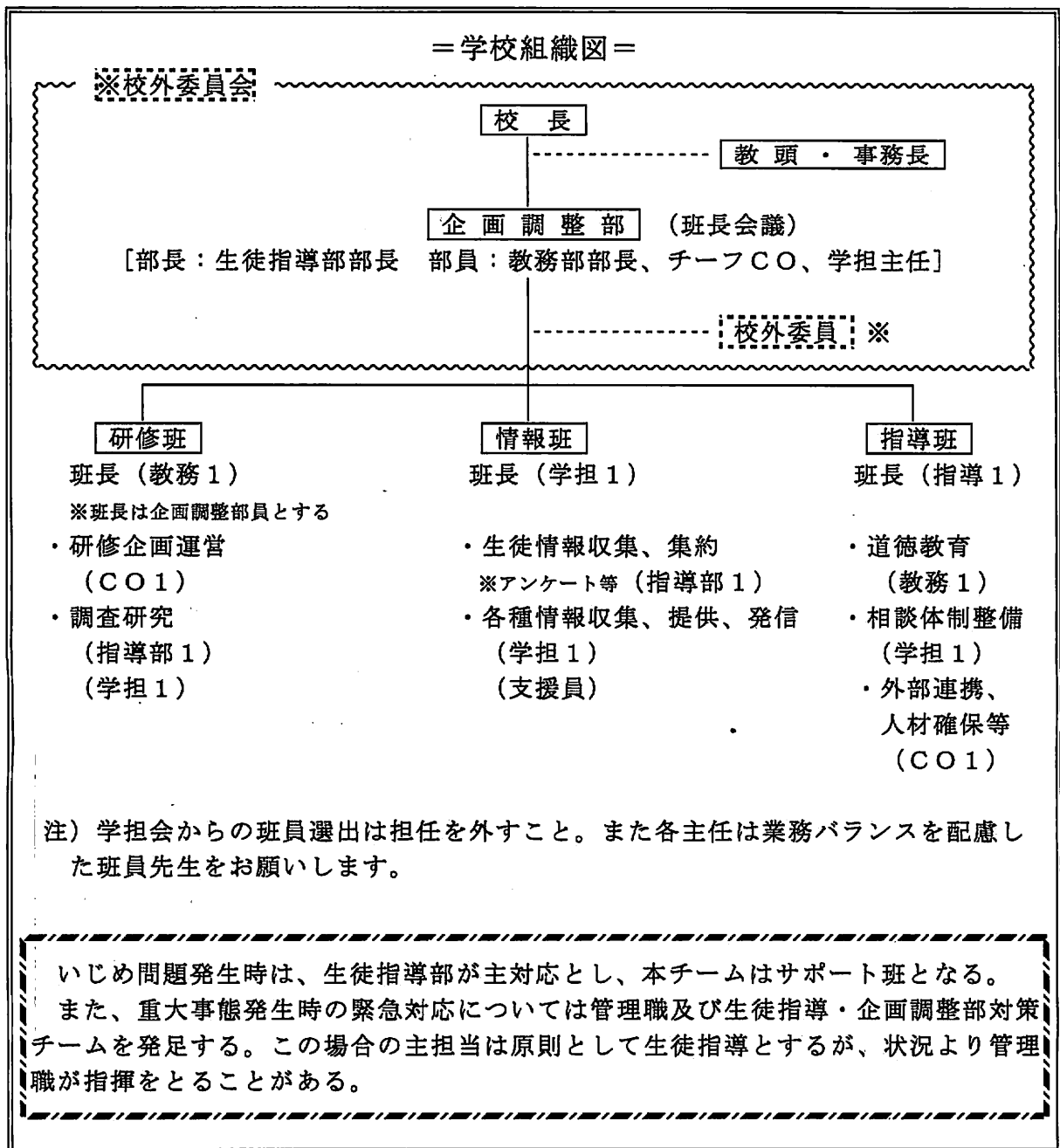
上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

(4) 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

上記に関わる担当者等：生徒指導部、学担会

※上記担当割り等を参考とし、いじめ防止対策推進法第22条により、更別農業高校「いじめ防止対策チーム」を次のとおり組織する。

更別農業高校いじめ防止対策チーム



・上記組織を発足後、法により定められた具体的措置について次のとおり検討・策定する。

○研修班：①研修企画運営
②調査研究

○情報班：①生徒情報の収集・集約(含アンケート)
②各種情報収集・提供・発信(含サイバーパトロール)

○指導班：①道徳教育の充実 ②早期発見のための措置 ③相談体制の整備
④人材確保・外部連携

※校外委員は次のとおり：①SC ②スクールバス運転手 ③寮母